

令和6年度 上富田町 浄化槽保守点検業務見積仕様書

1 要点検施設及び浄化槽の形式・規模、点検回数

番号	施設名	場 所	浄化槽の型式・規模	点検回数	施設担当部署
1	大谷総合センター	朝来字飛曾川3992番地の3	単独 250人槽	2ヶ月に1回・法定検査年1回	総務課 財政・管財班
	消防第3分団屯所	岩田字大坊1777番地の8	合併 5人槽	4ヶ月に1回・法定検査年1回	総務課 庶務・危機管理班
2	粗大ゴミストックヤード	岩田字方鹿1967番地	単独 5人槽	4ヶ月に1回・法定検査年1回	住民課 住民・環境班
3	小規模多機能施設 紫蘭	南紀の台1805番地の400	合併 7人槽	4ヶ月に1回・法定検査年1回	福祉課 福祉班
	はるかぜ保育所	岩田字大坊1674番地の1	合併 56人槽	2ヶ月に1回・法定検査年1回	福祉課 子育て支援班
	朝来児童館	朝来字小黒水2284番地	合併 25人槽	3ヶ月に1回・法定検査年1回	福祉課 子育て支援班
4	岩田高齢者憩の家	岩田字大坊1764番地の27	合併 16人槽	4ヶ月に1回・法定検査年1回	長寿課
	高齢者憩の家	朝来字大内谷1942番地の3	合併 16人槽	4ヶ月に1回・法定検査年1回	長寿課
5	上富田町定住促進住宅	朝来字荒堀3520番地の27	合併 360人槽	毎週1回・法定検査年1回 2名で行うこと。	建設課 管理班
6	飛曾川団地	朝来字3825番地の1	合併 240人槽	毎週1回・法定検査年1回	建設課 管理班
7	第1浄水場	生馬字両新田503番地	合併 5人槽	4ヶ月に1回・法定検査年1回	上下水道課
8	岩田小学校	岩田字大坊1750番地の1	合併 50人槽	1ヶ月に1回・法定検査年1回	教育委員会事務局 学校教育班
9	学校給食センター	朝来字飛曾川3871番地の16	合併 14人槽	3ヶ月に1回・法定検査年1回	教育委員会事務局 学校給食センター
10	岩田ふれあい公園	岩田	合併 30人槽	3ヶ月に1回・法定検査年1回	教育委員会事務局 社会教育班
	岩田公民館	岩田字大坊1764番地の1	合併 60人槽	2ヶ月に1回・法定検査年1回	教育委員会事務局 社会教育班

- 2 この仕様書は、上富田町・上富田町教育委員会が所有、管理する施設の浄化槽の保守点検に関する一切に適用するものとします。
- 3 この仕様書の各施設の「点検回数」欄の通り、浄化槽法及び浄化槽法施行規則に適合するよう点検を実施してください。
定期水質検査（BOD）、浄化槽法第11条による法定点検を年1回実施してください。
- 4 仕様書左端の「番号」（1～10）ごとの契約になります。落札業者との契約締結時には、契約書ごとに収入印紙の貼付が必要となりますので、予めご了承ください。
この番号ごとの見積価格により契約業者を決定しますが、複数施設がある番号についても必ず施設ごとの見積金額を記載してください。（支払う予算科目が異なるため）
- 5 この見積依頼から契約書の締結までは「総務課 財政・管財班」で一括して実施しますが、実際の点検は見積書の「施設担当部署」に連絡し、日程調整の上、実施してください。その際、不良箇所等の改善についても施設担当部署において実施しますので、適宜連絡を取っていただくようお願いします。
- 6 点検の実施後は、施設担当部署に点検結果を報告してください。